

○松山衛生事務組合条件付採用期間中の職員および臨時的に任用された職員の分限に関する条例

制 定 昭和43年1月10日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の2第2項の規定に基づき、条件付採用期間中の職員（以下「条件付採用職員」という。）および臨時的に任用された職員（以下「臨時職員」という。）の分限について必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 本組合の条件付採用職員および臨時職員の分限に関しては、条件付採用期間中の職員および臨時的に任用された職員の分限に関する条例（昭和41年松山市条例第26号）を準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年7月1日から適用する。